審　査　基　準

基準の名称	徳島県立学校の授業料等の減免に関する基準

法　令　等　名	根　拠　条　項	許認可等・処分の概要
県立学校使用料、手数料徴収条例	6	県立学校授業料等の減免

基　準　の　内　容

Ⅰ低所得減免（規則第２条第１号関係）

１　規則第２条第１号に定める授業料等の免除は、次の各項の全てに該当する場合に行うものとする。

（1）　生活行動が良好であること。

（2）　学資の支弁が次の各号のいずれかに該当するため困難であること。

イ　生活保護法による生活扶助を受ける者又は受けるに至った者。

ロ　非常の災害（風水害、地震等の自然災害の他、火事等の災害も含む。）により家計が急変した者。

ハ　家計の主宰者等が死亡、病気、事故等により、家計が急変し生計の維持が困難な者。なお、急変後の所得金額が所得基準額以下となる見込みであること。

ニ　その他、所得金額が所得基準額以下となる者。

所得基準額

（単位：円）

世帯員数／住所	一般世帯 ４人	母子世帯 ３人
徳　島　市	2,625,480	2,775,480
鳴　門　市 小　松島　市 阿　南　市	2,549,280	2,630,880
上記に掲げた以外の市町村	2,473,320	2,565,600

(注) 世帯員数がこれに該当しない場合で、令和８年５月末日までに申請する場合は１人当たり480,000 円を加減し、令和８年６月以降に申請する場合は１人当たり580,000 円を加減した額とする。

Ⅱ 単位超過減免（規則第２条第２号ア及び第３号ア関係）

１ 規則第２条第２号アに定める授業料等の免除は、次の各項の全てに該当する場合に行うものとする。

（1）単位制による定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号）（以下「就学支援金法」という。）第５条第１項に規定する受給権者（以下「就学支援金受給権者」という。）である者。

（2）学校での履修の登録をした単位数が、通算で７４単位又は、年間で３０単位を超える者。

（3）徳島県立高等学校等学び直しへの支援金制度の対象外である者。

（4）単位超過した理由が、教育課程上やむを得ないものと認められる者。

２ 規則第２条第３号アに定める授業料等の免除は、次の各項の全てに該当する場合に行うものとする。

（1）単位制による定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、就学支援金法第８条第１項の規定により同法第３条第１項に規定する就学支援金が支給されていない者に対し令和７年度分の授業料等に相当する教育費を補助することを目的として臨時に支給される支援金（以下「臨時支援金」という。）の支給を受ける資格の認定を受けた者（以下「臨時支援金受給権者」という。）。

（2）令和７年度に学校での履修の登録をした単位数が、１８単位を超える者。

（3）徳島県立高等学校等学び直しへの支援金制度の対象外である者。

（4）単位超過した理由が、教育課程上やむを得ないものと認められる者。

３ 授業料減免は、超過した単位数に単位単価をかけた額を、当該超過単位の履修月数で割った額とし、就学支援金受給権者又は臨時支援金受給権者に該当する月に適用するものとする。ただし、就学支援金受給権者に該当する月であっても就学支援金法第９条の規定による支払の一時差止め月には適用しない。

４ 令和７年度中に就学支援金が支給されていない期間がある者で、かつ、その者の令和７年度中における就学支援金支給額が臨時支援金の支給限度額を超える場合には、当該限度額を超えて履修の登録をした単位についても臨時支援金の対象単位であると仮定した場合に算出される額を免除するものとする。

Ⅲ 支給停止減免（規則第２条第２号イ及び第３号イ関係）

１ 規則第２条第２号イに定める授業料等の免除は、次の各項の全てに該当する場合に行うものとする。

（１）単位制による定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、就学支援金受給権者である者。

（２）就学支援金法第８条第１項の規定により同法第３条第１項に規定する就学支援金の支給の停止を受ける者。

（３）徳島県立高等学校等学び直しへの支援金制度の対象外である者。

２ 規則第２条第３号イに定める授業料等の免除は、次の各項の全てに該当する場合に行うものとする。

（１）単位制による定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、臨時支援金受給権者である者。

（２）学校を休学したことにより、臨時支援金の支給の停止を受ける者。

（３）徳島県立高等学校等学び直しへの支援金制度の対象外である者。

３ 授業料減免は、支給の停止を受ける月について、支給の停止を受けなければ当該月に支給される就学支援金又は臨時支援金の額を適用する。ただし、支給停止を受ける月であっても、同時に就学支援金法第９条の規定による支払の一時差止め月には適用しない。

Ⅳ 免除の適用時期

授業料等の免除は、原則として申請のあった日の属する月の翌月から開始するものとする。ただし、新年度の４月中に申請のあった者は４月から、通信制課程及び定時制課程のうち単位制による課程へ転入学又は編入学する者で当該入学日の属する月中に申請のあった者は当該月から授業料等の免除は開始するものとする。また、Ⅱ 単位超過減免（規則第２条第２号ア及び第３号ア関係） ２及び４の規定による減免の適用開始時期については、この規定にかかわらず、当該年度の履修の登録をした単位に係る授業料が発生した月まで遡って適用することができる。

なお、免除する事由を失ったときは、その事由を失った日の属する月まで免除するものとする。